

令和6年度熊本市節目年齢歯科健診について

熊本市が実施する標記事業について、令和6年4月1日から下記のとおり実施する予定としておりますので、本事業の趣旨を御理解いただき、実施に御協力いただきますようお願い申し上げます。

(1) 対象者について

対象者：熊本市に居住（受診の当日に熊本市に住民登録がある）しており、年度内に 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳になる方

※対象者に 20 歳と 30 歳を追加しました。

健診票：全対象者に個別受診勧奨通知（健診票等）を送付（令和6年7月頃）

※対象者に通知が届くまでに受診があった場合は、熊本市歯科医師会ホームページ又は熊本市ホームページから健診票をダウンロードして御利用ください。



▲市ホームページ

(2) マニュアル改正について

「3 節目年齢歯科健診の実施方法(2) 口腔内診査」について、以下のとおり改正いたしましたので御確認ください。

	マニュアル 該当ページ	新 (令和6年度から)	旧 (令和5年度まで)
1	P8 ウ.処置歯 項目5	根面板等(金属又はレジン)を施してある歯は、処置歯とする。 <u>ただし残根削合のみは未処置歯とする。</u>	根面板等を施してある歯は、処置歯とする。
2	P11 ⑤その他の 所見	楔状欠損、歯列、咬合、顎関節、口腔粘膜、 <u>根面う蝕の有無等</u> について～	楔状欠損、歯列、咬合、顎関節、口腔粘膜の有無等について～

※熊本市節目年齢歯科健診実施マニュアルは、熊本市歯科医師会ホームページからダウンロードして御利用をお願いいたします。